

第4回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和5年8月7日（月）9:30～

岐阜合同庁舎5階共用第1会議室

平野室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また暑い中にもかかわらず、令和5年度第4回岐阜県最低賃金専門部会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、3名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは栗山部会長よろしく願いいたします。</p>
栗山部会長	<p>ただ今から、令和5年度第4回岐阜県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>まず、全国の結審状況について事務局から報告をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>はい、では御報告いたします。神奈川県、愛知県及び広島県が8月4日に結審しております。</p> <p>金額につきましては、神奈川県1,112円（41円引上げ）、愛知県1,027円（41円引上げ）、広島県970円（40円引上げ）、いずれの県も目安額と同額の引上げです。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>前回、労使双方の主張をお聴きしましたが、まだまだ隔たりがありまして、公益委員から、時間額910円を40円引上げ、950円とする提案をさせていただき、労使双方に持ち帰って再度御検討いただくようお願いしたところでございます。</p>

	<p>それでは、公益委員案を御検討いただいた結果を公労・公使で、個別にお伺いしたいと思います。</p> <p>まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。</p> <p>事務局から連絡事項をお願いします。</p>
平野室長	<p>それでは、公労の二者協議を行いますので、公労使各委員の皆様はそれぞれの控室で待機をお願いします。</p> <p>傍聴人の皆様に御案内申し上げます。公労使三者の審議が再開されるまでの間は傍聴席でお待ちいただきますようお願いいたします。</p>
(各側との個別協議)	
栗山部会長	<p>それでは、公労使三者の審議を再開いたします。</p> <p>公益委員としては、個別に協議を行った結果を踏まえ、「岐阜県最低賃金については時間額 910 円を 40 円引上げ、950 円とする。」公益委員見解を提案させていただきます。</p> <p>それでは、採決を行います。</p> <p>公益委員案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	(賛成：6名挙手)
栗山部会長	公益委員案に反対の方は挙手をお願いします。
各委員	(反対：2名挙手)
栗山部会長	<p>裁決の結果、部会長である私を除き、賛成6名、反対2名</p> <p>賛成多数により、公益委員案を当部会の結論として本審に報告することとします。</p> <p>事務局で報告書案を配布してください。</p>
事務局	(報告書案を配布)

栗山部会長	それでは、事務局で報告書案を朗読して下さい。
安藤室長補佐	(報告書案を朗読)
栗山部会長	それでは、今読み上げられました報告書案のとおりでよろしいでしょうか。 労働者側委員よろしいでしょうか。
労側委員	異議なし。
栗山部会長	使用者側委員よろしいでしょうか。
使側委員	異議なし。
栗山部会長	それでは、この報告書案を本審に報告することといたします。 次に 議題2「その他」 ですが、事務局から何かありますでしょうか。
平野室長	予定している議題はありません。
栗山部会長	それでは、各委員の皆様、本当に慎重かつ真摯な御議論をいただきましてありがとうございました。 それでは、これをもちまして閉会といたします。 ありがとうございました。